

上川町独自の給与削減を行わないことに関する確認書

政府は、2013年度政府予算編成にあたり、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請し、減額分を地方交付税の算定から除くことを決定した。平成25年度地方財政計画においては、防災・減災・地域活性化対策等へ使途を限定する形で地方財源にかかる総額を確保したとしているが、地方交付税は地方の固有財源であり、使途に縛りのある財政措置に置き換ることは、自治体の自由裁量枠を著しく制限するばかりでなく、地方分権を否定する行為であり、断じて認められない内容である。

これまでも、上川町は厳しい財政状況下において、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減など、様々な行革努力を国に先んじて進めてきたが、今回の減額要請は、町の財政状況や地域の民間給与実態を根拠としたものではなく、更なる賃金削減を行うことは、理由なき地場賃金の水準低下と経済の停滞を招く要因になることも懸念される。

また、今年度は、町の将来と夢を託した「旭ヶ丘地区活性化事業」や「地熱発電事業」が新たな段階にステップアップする重要な時期であり、これらの事業の成功に向けては、職員が一丸となって力を注いでいくことが肝要である。よって、職員のモチベーションの維持・向上は必要不可欠な要素であり、いま給与削減を実施すべきでないことは明らかである。

以上のことから、国家公務員給与の削減に起因する上川町独自の給与削減は実施しないことを、労使双方で確認する。

2013年4月10日

上川町長 佐藤芳治



自治労上川町職員労働組合

執行委員長 高畠泰宏

